

# 新・介護保険 を考える 20

—介護の保障と 生活の保障—

理事長 鈴木 恂子



2000年に介護保険制度が施行されて以来、7回目の報酬決定が注目されているさなかの2018年2月2日に札幌市の共同住宅で火災が発生し、多くの高齢者が犠牲になりました。2009年のたまゆらホームの火災も記憶に新しいことです。

入居されていた高齢者は都内自治体から紹介され、生活保護受給者がほとんどだったと報道されています。所得が少なく（ほとんどなく）家族もおらず、住む家もない高齢者が安心して生活できる場はないのでしょうか。

老人福祉法は1963年に施行され、当時養護老人ホームには、単身で体をこわし、働けなくなり、住むところを失った高齢者が多く生活していました。高度経済成長期を経て、豊かになった社会でも家族がなく、就労できず無収入となり、住む場所を持たない、高齢者は多く存在します。2000年までは養護老人ホームがそうした高齢者の生活の場として、福祉事務所と連携して生活をまもっていました。また、軽介護の方が特別養護老人ホームに入所していたのもそうした理由からでした。

介護保険法施行と同時進行した社会保障基礎構造改革の一環として各種福祉法に基づく措置制度も大きく変化しました。措置費といわれる運営費や入所者の生活費は、地方交付税として各自治体の一般財源に吸収されました。そのため福祉施設入所枠が各自治体の年度予算で決まり、地域包括支援センターなどで入所の必要性を相談しても、なかなか入所につながらず地域で生活保護費で生活することが優先される実情です。一方措置費で運営する福祉施設の利用率は低迷して空室が目立つ現状です。

支援を必要とする人は、住むところだけあっても、その人らしい生活の維持は困難です。人間の生活の基盤は、やはり衣食住の安心です。福祉施設は国民の生活を保障する場として、1960年代から歩んできましたが、2000年以降の制度改革で福祉施設が機能低下してきたように思います。今回はあらためてその内容を検証してみます。

| 2000年以前                         |           | 高齢者の生活を支える3要件   |           | 2000年以降 介護保険制度以降の 高齢者の生活                            |                                      | 変 化                          | 新 し い 動 き  |
|---------------------------------|-----------|---|-----------|---|--------------------------------------|------------------------------|--|
| 在宅サービス                          | 特別養護老人ホーム | 要介護度<br>5<br>4<br>3<br>2<br>1                           | 介護<br>介護  | 介護施設サービス<br>(原則3以上)                                 | 介護型有料老人ホーム                           | ケアマネジャー<br>→ケアプラン<br>→居宅サービス | 介護保険制度は社会福祉基礎構造改革のモデルとなり、それまで支援を必要とする人々を中心とした福祉サービスを国民すべてを対象にした保険制度に転換しました。その結果、サービスは多様化し、選択肢も増えました。サービスを供給する事業者も株式会社をはじめ多様化し、サービス業として質量ともに大きな市場を形成するようになりました。   |
|                                 |           |   |           | 居宅サービス<br>グループホーム<br>小規模多機能<br>定期巡回随時対応<br>各種居宅サービス |                                      |                              |  |
| 有料老人ホーム                         | 養護老人ホーム   | 日常生活<br>・食事(買物・調理配膳・食器)<br>・衣(洗濯・収納・衣替え)<br>・住(掃除・設備修理) | 生活<br>衣食住 | 有料サービス<br>家事支援<br>食事(宅配)                            | 一般有料老人ホーム<br>サービス付<br>高齢者住宅<br>ケアハウス | 介護予防                         | この18年間の制度変更は、生活の保障が自己責任、生活の支援が互助にと移行する中で、社会に多くのひずみをもたらしました。地域の民生委員のみなさんや在宅介護支援センター(地域包括支援センター)の負担は年々大きく重くなっています。貧困ビジネスといわれる、生活保護受給者対象の住宅+生活サービスの増加や高齢者の再犯による受刑者増なども無関係な社会問題ではないでしょう。住む家を持たない、同居する家族もいない、所得も少ない等の生活課題のある高齢者が安心して生活できる場を失ってしまった現実実は深刻です。 |
| ケアハウス<br>軽費老人ホーム<br>高齢者住宅<br>自宅 |           |   |           | 住まい   | 住居                                   | 多様化<br>自宅+有料家事サービス           |  |

【参考】

| 老人福祉法<br>(S38年7月11日成立・8月1日施行・直近改正H26年)   | 介護保険法<br>(H9年12月7日成立・施行H12年4月1日直近改正H28年)   |
|--|--|
| (目的) 第1条 この法律は、老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もつて老人の福祉を図ることを目的とする。 | (目的) 第1条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もつて国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。 |



当「介護保険を考える」は1996年5月20日発行(30号)より計53回にわたり連載をしてきましたが、今号をもって一区切りとし、次号から新シリーズ「社会福祉を考える」を企画中です。いままでのご愛読、多くのご支援ご感想に厚く御礼申し上げます。ご意見やご感想等がございましたら、ぜひしんあい編集部までお寄せください。

- 【居住支援】  
厚生労働省と国土交通省が協働して始めている新しい制度。自治体に対しても次のように呼びかけている。「国のみならず自治体においても、福祉・住宅部局間での情報共有、連携強化を図るとともに、居住に係るハード・ソフトの両施策を一体的に実施するなどにより、居住に困難を抱える者へ必要な支援が届くよう取り組んでいく」
- 【住宅確保要配慮者】：居住に課題を抱える人ソフト面の支援(厚生労働省)  
・高齢者：「高齢者の安全な住まいの確保に資する事業」(H29年度から)  
・障害者：地域生活を支援する新たなサービス「自立誠意活支援」(H30年度から創設)  
・生活困窮者-生活困窮者地域居住支援事業(H30年度予算等)  
・子ども-社会的養護自立支援事業等
- ハード面の支援(国土交通省)  
新たな住宅セーフティネット制度(住宅セーフティネット法 [H29年4月26日公布 10月25日施行])  
・住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度  
・専用住宅の改修、入居への経済的支援制度  
・住宅確保要配慮者のマッチング、入居支援(居住支援協議会と居住支援法人)
- 【居住支援協議会】  
住宅セーフティネット法に基づき、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して設立。要配慮者向けの住宅情報の提供や相談、紹介等の支援を実施。
- 【居住支援法人】  
住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人(NPO法人、社会福祉法人、社団法人、居住支援を目的とする会社など)として都道府県が指定。都道府県は住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として指定することが可能。

省庁を超えたこの新しい制度がモデル事業で終わらずに、支援を必要とする方々の安心につながるよう覚悟をもって取り組んでいくことが大事です。

(編集：法人事務局 青木 志乃)